

税務相談所の開設

小坂井商工会では従業員、青色専従者の給与の源泉所得税の計算及び納付等の指導、税務全般に関する相談指導を行う税務相談所を次のとおり開設します。

ご希望の方はご利用下さい。

☆源泉所得税が出ない人でも給与等を支払っていれば、税務署へ必ず報告しなければなりません。

- 日 時 平成30年1月10日（水）
平成30年1月11日（木）
☆時間は両日とも
午後1時00分～午後5時00分です。
- 会 場 小坂井商工会 1階 記帳指導室
- 指導者 東海税理士会豊橋支部派遣税理士



源泉所得税の相談指導を受ける方は次のものをご持参下さい。

- ◎源泉所得税の計算ができるもの（源泉徴収簿、保険料控除証明書等）
- ◎印鑑（事業主）
- ◎マイナンバーを確認できる書類（事業主＋従業員＋従業員扶養 分）
- ◎事業主の本人確認書類（運転免許証・パスポート・写真付き身分証明書 等）

小坂井商工会・小坂井青色申告会 ☎78-3333